

第8号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター



「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」の活動状況を報告します!

自治基本条例は、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則を定め、自治体運営のルールとなるものです。

そのルール(条例)の素案づくりを、現在、公募の町民のかたを中心とする「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」が行っています。

そこで、第8回の「全体会議」と「ワークショップ」の活動内容をご報告しま〜す!

第8回全体会議及びワークショップ

12月20日(日)に庁舎会議室において、「つくる会」の第8回全体会議とワークショップが行われました。

全体会議・ワークショップの内容

前回に引き続き、条例の素案の「大項目」(大枠)の中身を構成する「中項目」として挙げた項目に不足などはないか、などについて話し合い、「中項目」を確認する作業を行いました。

全体会議・ワークショップの結果

「条例」の素案に盛り込む「大項目」に一部変更がありました。仮の「大項目」と「中項目」を、次のとおりとしました。

仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案(大枠・順不同)

大項目	中項目
前文	立地、まちの目指す姿、現況
総論	理念、目的、(定義)
(住民)市民	住民(定義)、権利、責務
住民協働	定義、みんなでまちづくり、住民参画のしくみ
行政	行政の責務、町長の責務、職員の責務、(行政組織のあり方)、(財政)
議会	議会の責務、議員の責務、(町政の監視と報告義務)
地域自治・コミュニティ	行政区(自治会)、地域活動、行政区の役割と責務
情報公開・情報共有	範囲、公開と提供の原則(罰則)、共有のしくみ
(住民投票)	意義、範囲、制度、住民の参画(住民投票)
まちづくり	タウンミーティング、計画、安心安全、ボランティア、産業、福祉、環境
教育・次世代・子育て	子育て、生涯学習
X 改廃	改廃

今後は、「条例」の素案に盛り込む「中項目」について、その具体的な中身(内容)と、その理由(なぜ、その内容を盛り込みたいのかなど)について議論していくことになりました。



条例の素案に盛り込む項目案について、各グループでワークショップを行い、全体で調整・整理しています。

今回の「全体会議」と「ワークショップ」で、「つくる会」としての条例の素案の大きな柱となる仮の「大項目」(大枠)と、その大項目に対応し中身を構成する「中項目」を確認しました。

「つくる会」では、この仮の大項目と中項目について、町民の皆さんからのご意見等をいただきながら、さらに議論を深めていきたいと考えております。(議論の内容によっては、大項目と中項目の変更・削除なども生じてきます。)

そこで、「その大項目と中項目は、これからの白岡町に必要なものなのか」、「このような内容にしたらどうだろうか」など、できるだけ多くの皆さんの声をお聞かせいただき、その“想い”を、この素案に反映させていくことで、さらに「白岡町らしさ」を出した条例にしていきたいと考えています。

ぜひ、ご意見等を担当まで電話やファックス、メールなどでお寄せください!

この会議の詳細は、まとめ次第、公表していきます(広報紙では紙面の制約がありますので、町のホームページに掲載するとともに、冊子にして役場庁舎や主な公共施設に設置します。)

問合せ 町民活動推進課 住民協働担当 電話 92-1111(内線353)

FAX 92-9096 E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、[白岡町自治基本条例](#) [検索](#)

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>

なお、「つくる会」の活動状況は、まとめ次第、この「つくる会ニュース」でご報告いたします。